

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2011年5月10日

当社は、原子炉等規制法^{※1}第37条第1項の規定に基づき、2011年4月6日におこなった保安規定^{※2}の変更認可申請について、2011年5月6日に経済産業大臣より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

<保安規定の変更認可申請の概要>

津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料貯蔵プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下、「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動をおこなう体制や資機材の整備に関して、保安規定第1編、第2編に新たに以下の内容を規定した条文を追加しました。

- 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動をおこなうために必要な要員の配置を計画し、実施すること。
- 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動をおこなうために必要な要員に対する訓練を計画し、実施すること。
- 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動をおこなうために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホースおよびその他資機材の配備を計画し、実施すること。
- 上記3項目について、定期的な評価と評価結果に基づく必要な措置を講ずること。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

([2011年4月6日](#)お知らせ済み)

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、正式には「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。なお、浜岡原子力発電所の保安規定は2編構成となっており、第1編では運転段階の原子炉施設である3、4、5号機に係る事項を、また、第2編では廃止措置段階の原子炉施設である1、2号機に係る事項を規定しています。

以上